住基ネットが本格稼働

詳しくは市民課☎70・7722へ

前号でお知らせしましたが、8月25日から住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の第二次稼働が始まります。今後、住基ネットについては、わが国のIT社会創造のため政府が進めている電子政府・電子自治体の推進の基礎として利用されます。

今号では、稼働に伴う新たなサービスのうち、特に住民基本台帳カード（住基カード）の発行交付についてお知らせします。

住基カードは希望する方に交付されます

住基カードは、新たなサービスで、カード内に記録されている住民票コードと本人が設定した暗証番号によって、住基ネットでの本人確認に利用することができます。カードは二種類あり、氏名とカードの有効期限を表面に記載した「Aタイプ」と、氏名と有効期限、住所、生年月日、性別に顔写真を表面記載した「Bタイプ」があります。特に、Bタイプの場合は、運転免許証やパスポートなどと同様に、公的な身分証明書として利用することができます。

住基カード交付申請は市役所市民課窓口で

住基カードの交付を受けられるのは、当市に住民登録されている方だけです。住民票がある方ならば、年齢は問いません。どなたでも住基カードの交付を申請することができます。ただし、15歳未満の方や成年被後見人の方は、法定代理人が申請することになります。関係を証明する書類等をお持ちください。

住基カードの交付申請は、市民課（市役所1階）でお受けします。各出張所ではお受けできませんのでご注意ください。

交付申請は、所定の交付申請書に必要事項をご記入ください。その際、住民票コードを書く欄がありますが、わからない場合は生年月日と性別を記入してください。また、「Bタイプ」のカードをご希望の場合は、縦4・5センチメートル×横3・5センチメートル（運転免許証申請用と同じ）程度で、申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、無背景の本人の写真を用意してください。

また、申請当日に、本人確認のできる書類（パスポートや運転免許証等）がありましたら、提示してください。ない場合はその旨をお話ください。

カードの交付日については、後日通知します。

住基カードの有効期間は10年間

カードの有効期間については、そのカードが印刷された日から10年間です。交付されたときからではないので、ご注意ください。

住基カード作成には日にちがかかります

市民課では、申請をお受けしてから早急に印刷の準備を進めます。作成までの手続き等、カードの刷り上がるまでに多少の日数が必要となります。

出来上がり次第すぐに、通知します。通知書が届きましたら、その通知書と手数料500円をお持ちになり、市民課窓口にお越しください。なお、交付の際に暗証番号を設定していただきますので、あらかじめ4ケタの数字の暗証番号をお考えください。その場合、電話番号や誕生日など容易に類推できる番号はお避けください。

住基カードでできること

全国で住民票の写しが取得できます

カードを利用して、全国の市区町村で、本人や世帯員の戸籍の表示を省略した住民票の写しが取れるようになります。この場合は、広域交付申請書とともに住基カードを窓口のカード読み取り機（リーダーライター）に挿入し、暗証番号を打ち込みますと本人確認ができます。これによって、申請の手続きが完了します。手数料については、それぞれの市区町村で定められた金額をお支払いください。なお、広域交付の場合は、住基カードがない場合でも、運転免許証やパスポートなど官公署が発行した本人の写真が添付された書類等を提示することによっても申請することができます。

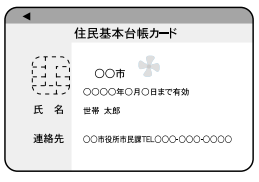

引っ越し手続きが簡単に

住基カードをお持ちの方は、確実に本人確認ができるため、所定の事項を記入した転出届（付記転出届）を今まで住んでいた市区町村へ郵送し、引っ越し先の市区町村の窓口で住基カードを提示して転入届を行うことで、手続きが完了します。なお、将来的には、インターネットで付記転出届を行うことも可能になる予定です。

特設行政相談所を開設

市では、行政相談委員による特設行政相談所を開設します。

国・都・市等の行政機関や、JR・NTT等の特殊法人、コミュニティ振興公社やシルバー人材センター等のように公的機関から委任され補助金を受けている法人等について、苦情や意見・要望はありませんか。

そのようなときは「行政相談委員」が相談に応じています。行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、身近なところで活躍しています。相談費用は無料です。

【開設日時】8月21日（木）午後1時半～4時

【開設場所】イトーヨーカ堂滝山店正面入口横

【行政相談委員】新藤智子氏（浅間町3－3－16☎22・2286）、栄田征子氏（本町2－4－11☎71・2416）、當麻好雄氏（東本町14－14☎73・7430）

詳しくは広報課広聴担当☎70・7708へ。

平成15年度 中学校卒業程度認定試験の実施

文部科学省では、病気などやむを得ない理由で、義務教育諸学校への就学を猶予または免除された方などに、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するための試験を実施します。合格した方には高等学校の入学資格が与えられます。

【願書受付期間】8月1日（金）～9月1日（月）

【試験日】11月4日（火）

【合格発表】12月上旬（予定）

【試験科目】国語・社会・数学・理科・外国語（英語・希望があればドイツ語またはフランス語可）

【試験会場】東京都就学相談室（予定）渋谷区笹塚1ノ26ノ9

※受験案内は、東京都教育庁学務部義務教育心身障害教育課小・中学校係（都庁第二本庁舎28階）および市教育委員会学務課（市役所6階）にあります。

願書の受け付けと詳しくは都庁同課☎03・5320・6752へ。

資源回収報奨金（前期分）を交付

新聞・雑誌・段ボール・古布・アルミ缶などは、家庭から出されるごみの中で、資源として再利用できるものです。

市では、市民の皆さんで組織する団体が、このような「資源ごみ」を再生資源取扱業者に売却した場合、その回収量に応じて報奨金を交付する資源回収報奨金制度を設けています。15年度前期分の報奨金を交付しますので申請してください。

【対象団体】市内在住の方で構成する自治会・子供会・婦人会・PTAなど

【報奨金交付額】回収実績量に応じて1キログラム当たり10円

【申請方法】8月1日（金）～14日（木）に、報奨金交付申請書、回収業者からの集団回収実施報告書、印鑑（スタンプ式不可）、振込先の金融機関（郵便局を除く）の通帳を持参して、直接ごみ対策課（八幡町2ノ10ノ10）へ。郵送での申請はできません。詳しくは同課☎73・2117へ。

募集

臨時職員　看護師

【勤務内容】保育園児の健康管理（産休・育休代替）

【勤務時間】月曜～金曜日（土曜日勤務する場合もあり）の午前8時半～午後5時

【勤務場所】はちまん保育園

【雇用期間】9月1日～16年3月31日

【報酬】1時間当たり1100円

【募集人員】1名

【応募資格】看護師免許取得者

【応募方法】市販の履歴書（写真添付）を8月22日（金）までに保育課（市役所1階）に持参してください（郵送は不可）。履歴書は返却しません。書類選考と面接の上、決定します

詳しくは同課保育係☎70・7745へ。

納税にご協力を

9月1日（月）は、市・都民税第2期と国民健康保険税第2期の納期限です。最寄りの金融機関でお納めください。

詳しくは納税課☎70・7730へ。

お気軽に無料相談

【専門】

※予約は広報課☎70・7777（代）へ。

☆法律相談　8月20日・27日の午前10時から、市役所2階相談室。担当＝弁護士。いずれも14日の午前8時半から（チャイムが鳴ってから）、先着順に電話予約を受け付け。

☆登記相談　9月3日の午後1時から、市役所2階相談室。土地等の所有権移転など。担当＝司法書士。8月29日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆表示登記相談　9月3日の午後1時から、市役所2階相談室。建物の新・増・改築の登記など。担当＝土地家屋調査士。8月29日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆税務相談　9月10日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝税理士。9月4日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆人権身の上相談　9月17日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝人権擁護委員。9月12日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆不動産相談　9月17日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝宅地建物取引主任者。9月12日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆交通事故相談　8月27日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝弁護士、都交通事故相談員。8月21日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

【障害者】

☆知的障害者相談　8月6日の午前10時～正午、市役所1階相談室。担当＝知的障害者相談員。直接会場へ。

☆身体障害者相談　8月8日の午前10時～正午、市役所1階相談室。担当＝身体障害者相談員。直接会場へ。

【仕事】

☆高齢者の仕事の相談　8月6日の午後1時～3時半、コミュニティホール東本町。60歳以上の方が対象（高齢者就業相談所は55歳以上）。担当＝市シルバー人材センター役員、武蔵野高年齢者就業相談所職員。直接会場へ。

☆経営相談　8月7日の午後1時～4時、市役所2階相談室。担当＝市商工会経営指導員。申し込みは産業振興課労政商工係へ。

【住まい】

☆住宅増改築相談　8月14日の午前10時～午後4時、市役所2階相談室。住宅の修理・改築工事一式、見積もりなど。担当＝市住宅増改築等斡旋（あっせん）事業登録団体協議会。直接会場へ。

☆耐震相談会　8月6日の午後2時～5時、市役所1階屋内ひろば。担当＝東久留米建築設計協会。申し込みは前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所☎76・1515へ。

東京都でも、交通事故相談を行っています。詳しくは☎03・5320・7733へお問い合わせを。

◆**東久留米市の行政相談委員**…新藤智子氏（浅間町三丁目、☎22・2286）▽栄田征子氏（本町二丁目、☎71・2416）▽當麻好雄氏（東本町、☎73・7430）